第50号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年10月1日提出

亀岡市長 栗山 正隆

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の 一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例期間中の給料の特例)

8 平成24年10月に支給されるべき市長の給料月額については、 第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることと なる額から、その額に10分の3を乗じて得た額を減じた額とす る。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる 給料の月額は、同条に規定する額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の 一部を改正する条例案要綱

1 特別職の職員のうち市長の平成24年10月に支給されるべき 給料月額を、次のとおり改正すること。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	985,000円	689, 500円	現行支給額から10 分の3を乗じて得た 額を減じた額

2 この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から 適用すること。